

諮問庁：特許庁長官

諮問日：平成28年9月8日（平成28年（行情）諮問第566号）

答申日：平成29年12月6日（平成29年度（行情）答申第362号）

事件名：平成25年度「中韓文献翻訳・検索システム設計・開発及び運用サービスのシステム開発」についての契約書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる4文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、文書1ないし文書3の特定法人の代表者の部署、役職及び氏名の部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年6月15日付け20150416特許13により特許庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

所定の個人に関する情報及び法人の代表者印が不開示とされているが、行政機関における入札であるから、税金が使われる以上、本来公開が予定されている情報といえ、開示すべきである。

契約書中の提案書についても、行政機関における入札であるから、税金が使われる以上、本来公開が予定されている情報といえ、開示すべきである。

同様に、応札者別技術点集計表についても、行政機関における入札であるから、税金が使われる以上、本来公開が予定されている情報といえ、開示すべきである。

よって、平成27年4月16日付け受付番号52号で請求のありました行政文書の開示について、法9条1項の規定に基づきなされた原処分を取り消す旨の決定を求めるとともに、さらなる開示を求める。

（2）意見書

所定の個人に関する情報及び法人の代表者印が不開示とされているが、行政機関における入札であるから、税金が使われる以上、本来公開が予

定されている情報といえ、開示すべきである。

契約書中の提案書についても、行政機関における入札であるから、税金が使われる以上、本来公開が予定されている情報といえ、開示すべきである。

同様に、応札者別技術点集計表についても、行政機関における入札であるから、税金が使われる以上、本来公開が予定されている情報といえ、開示すべきである。

なお、諮問庁は、理由説明書において「提案書は、処分庁が公示する仕様書に基づき、競合する他者との競争を優位にするために事業者が作成し提案したものであり、本件事業の具体的な実施手順、業務スケジュール及び実施体制等について、詳細かつ網羅的に記載されており、事業者が蓄積してきた創意工夫や技術ノウハウの結集と言えるものである。したがって、これを公にすることにより、今後、他の類似事業の競争において競合関係にある他者等が、当該提案内容を加工・改善を加えて創意工夫を流用することや、技術ノウハウを容易に模倣されるなどの可能性があることから、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。そのため、法5条2号イの不開示情報に該当することから、引き続き不開示とする。」旨記載されているが、かかる記載は不当である。すなわち、たとえ技術ノウハウを含む提案書であっても、処分庁が公示する仕様書に基づき記載されている以上、処分庁が公示する仕様書に直接対応した記載（例えば、タイトル等）等は、ノウハウとはいえず、本来公開されるべきものである。

さらに、理由説明書において「当該契約においては、入札において価格と価格以外の要素を総合的に評価して発注者にとって最も有利な者を落札者とする総合評価落札方式を採用しており、提案書に記載する実施手順、業務スケジュール及び実施体制などの価格と併せて評価するため、最低価格で応札した者が必ずしも落札者となるとは限らない。加えて、価格に基づく価格点よりも、価格以外の要素に基づく技術点（技術審査に関する点数）が重視されている。

技術点は、価格点よりも配分割合が大きく重要である一方、技術審査を通じて採点されるため、価格という客観的要素のみを基に構成される価格点と比べると、主観的要素を完全に排除できない。このことから、技術点の公表を前提に技術審査を行うとすると、審査を担当する各委員が入札参加者からの批判をおそれて恣意的に画一的評価を行うなど、技術面での優劣を付けないおそれがある。

また、『公共調達適正化について（財計第2017号）』に基づき契約に係る情報として、応札者の『入札価格』及び『総合評価点』を公表しているところ、総合評価落札方式であっても、『入札価格』が『予

定価格』の制限の範囲内であることが落札の要件であり、『総合評価点の計算』については、当該入札に係る評価手順書において明らかにしている。そのため、技術点を公にすることによって、『予定価格』が算出されてしまい、今後、他の類似事業において『予定価格』を類推されるおそれがある。『予定価格』は、競争入札に先立って作成されるものであり、応札者がこれを探知することで、競争について有利な立場に立つことになり、さらに、品質管理面の問題や談合の資料とされるなどの弊害が生じるおそれがある。

以上のとおり、技術点の開示により、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。よって、法5条6号の不開示情報に該当することから、引き続き不開示とする。」旨記載されている。

しかし、上記記載は情報開示にあたり不適切かつ不当である。具体的には次のとおりである。

まず、「技術点の公表を前提に技術審査を行うとすると、審査を担当する各委員が入札参加者からの批判をおそれて恣意的に画一的評価を行うなど、技術面での優劣を付けないおそれがある」旨記載されているが、このなかの技術審査の具体的内容や審査委員に関する情報も開示情報に明らかに該当するので開示していただきたい。

また、「『総合評価点の計算』については、当該入札に係る評価手順書において明らかにしている」旨記載されているが、この中の当該入札に係る評価手順書も開示情報に明らかに該当するので開示していただきたい。

また、「技術点を公にすることによって、『予定価格』が算出されてしまい、今後、他の類似事業において『予定価格』を類推されるおそれがある」旨記載されているが、今回の入札は既に終了しているので、この予定価格は公開しても各関係者に不利益は与えないので、公開すべきである。「今後、他の類似事業において『予定価格』を類推されるおそれがある」旨記載されているが、たとえそうであるとしても、今回の入札は既に終了しているので、この予定価格は公開しても各関係者に不利益は与えないので、公開すべきである。

よって、平成27年4月16日付け受付番号52号で請求のありました行政文書の開示について、法9条1項の規定に基づきなされた原処分を取り消す旨の決定を求めるとともに、さらなる開示を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問事案の概要

処分庁は、本件開示請求に対し、本件対象文書を特定し、平成27年6月で一部開示とする原処分を行った。

2 原処分及びその理由

処分庁は、本件対象文書のうち、法5条2号イ又は6号に掲げる不開示情報に該当する部分を除いて開示する旨の原処分を行った。

原処分において不開示とした部分とその理由は、次のとおりである。

(1) 本件不開示部分

- ア 文書1ないし文書3中の個人に関する情報
- イ 文書1ないし文書3中の法人の代表者印
- ウ 文書1及び文書3中の提案書
- エ 文書4中の技術審査に関する点数

(2) 不開示とした理由

- ア 契約書の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）は、公にすることにより当該法人等の権利又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため（法5条2号イ）。
- イ 契約書の代表者印は、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため（法5条2号イ）。
- ウ 提案書に係る内容は、当該事業を行うに当たり、総合評価方式における技術評価を行うための審査資料として提案されたものであり、事業を行うために企業が持つ最新技術及びノウハウを基に検討され、提案書全てにおいて技術ノウハウが含まれた内容となっており、更に個人情報（担当社員の個人名、部署及び役職等）が記載されていることから、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため（法5条2号イ）。
- エ 技術審査に関する点数については、総合評価点を特許庁ホームページで公表しており、技術点を開示することにより価格点が算出でき、価格点から容易に予定価格が類推されるおそれがあるため（法5条6号）。

3 異議申立人の主張についての検討

異議申立人は、本件不開示部分について、「行政機関における入札であるから、税金が使われる以上、本来公開が予定されている情報といえ、開示すべきである。」と主張しているため、以下検討する。

(1) 個人に関する情報について

契約書については、会計法29条の8第2項に「契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする。」と規定されており、契約の相手方が法人である場合には、契約の締結に当たる者が、その法人の機関として、その法人を代表する権限を有する者であるか確認する必要がある。そのため、契約の相手方として通常は法人の代表者名を記すが、法人によっては契約に係る一切の権限を当該法人の職員等に委任する場合があります、本件に関しても

それに該当している。

委任を受けた職員の個人名、部署及び役職等は、個人情報であって、一般には公にされておらず、公にすれば、嫌がらせや関係者からの働きかけを誘発するなど、当該法人等の権利又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。そのため、法5条2号イに該当することから、引き続き不開示とする。

(2) 法人に関する情報について

契約書中の代表者印については、その契約書が作成者自らの意思によるものであることを証し、作成者の責任を明らかにするためのものであることから、そのような目的で使用される形状を備えているものであり、このような法人の代表者印を公にすれば、これを偽造され悪用されるなどして、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。そのため、法5条2号イの不開示情報に該当することから、引き続き不開示とする。

(3) 提案書について

提案書は、処分庁が公示する仕様書に基づき、競合する他者との競争を優位にするために事業者が作成し提案したものであり、本件事業の具体的な実施手順、業務スケジュール及び実施体制等について、詳細かつ網羅的に記載されており、事業者が蓄積してきた創意工夫や技術ノウハウの結集と言えるものである。したがって、これを公にすることにより、今後、他の類似事業の競争において競合関係にある他者等が、当該提案内容を加工・改善を加えて創意工夫を流用することや、技術ノウハウを容易に模倣されるなどの可能性があることから、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。そのため、法5条2号イの不開示情報に該当することから、引き続き不開示とする。

また、本件事業の担当者名及び役職の記載については、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当しないことから、引き続き不開示とする。

(4) 技術審査に関する点数について

当該契約においては、入札において価格と価格以外の要素を総合的に評価して発注者にとって最も有利な者を落札者とする総合評価落札方式を採用しており、提案書に記載する実施手順、業務スケジュール及び実施体制などの価格以外の要素を価格と併せて評価するため、最低価格で応札した者が必ずしも落札者となるとは限らない。加えて、価格に基づく価格点よりも、価格以外の要素に基づく技術点（技術審査に関する点数）が重視されている。

技術点は、価格点よりも配分割合が大きく重要である一方、技術審査

を通じて採点されるため、価格という客観的要素のみを基に構成される価格点と比べると、主観的要素を完全に排除できない。このことから、技術点の公表を前提に技術審査を行うとすると、審査を担当する各委員が入札参加者からの批判を恐れて恣意的に画一的評価を行うなど、技術面での優劣を付けないおそれがある。

また、「公共調達の適正化について（財計第2017号）」に基づき契約に係る情報として、応札者の「入札価格」及び「総合評価点」を公表しているところ、総合評価落札方式であっても、「入札価格」が「予定価格」の制限の範囲内であることが落札の要件であり、「総合評価点の計算」については、当該入札に係る評価手順書において明らかにしている。そのため、技術点を公にすることによって、「予定価格」が算出できてしまい、今後、他の類似事業において「予定価格」を類推されるおそれがある。「予定価格」は、競争入札に先立って作成されるものであり、応札者がこれを探知することで、競争について有利な立場に立つことになり、さらに、品質管理面の問題や談合の資料とされるなどの弊害が生じるおそれがある。

以上のとおり、技術点の開示により、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。よって、法5条6号の不開示情報に該当することから、引き続き不開示とする。

4 結論

以上のとおり、本件異議申立てについては何ら理由がなく、原処分 of 正当性を覆すものではない。

したがって、本件異議申立てについては、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 平成28年9月8日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月27日 | 審議 |
| ④ 同月29日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ⑤ 平成29年10月17日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 同月30日 | 審議 |
| ⑦ 同年12月4日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、文書1ないし文書4である。

異議申立人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条1号、2号イ及び6号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、

不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 特定法人の職員の氏名等について

文書1ないし文書3においては、特定法人を代表して契約の締結を委任された同法人の職員の部署、役職及び氏名が不開示とされている。

しかし、当該部分は、特定法人のウェブサイト上で既に公開されている情報であり、これを公にしたとしても、通常公にされない特定法人の事業に関する情報が明らかとなり、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。

(2) 印影について

文書1ないし文書3においては、特定法人の印影及び上記職員が使用している職員印の印影が不開示とされている。

当該部分は、書面が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものであると認められ、公にすることにより、書面が偽造され悪用されるなど、当該特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められるので、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 提案書について

文書1及び文書3においては、提案書の内容が不開示とされている。

当該部分は、特定法人が企図した「中韓文献翻訳・検索システム設計・開発及び運用サービス」に係る具体的かつ詳細な管理態勢、作業内容、情報システムの機能等に関する記述であり、当該特定法人の業務上及び技術的ノウハウ等の内部情報であると認められるので、これを公にすることにより、当該特定法人の業務上及び技術的ノウハウ等が競業他社等に模倣されるなど、当該特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められるので、法5条2号イに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 技術審査に関する点数について

技術審査に関する点数について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 文書4において、不開示とされた部分には、「応札者別技術点集計表の技術審査結果得点」（以下「技術点」という。）が記載されている。

イ 本件開示請求に係る「JPO中韓文献翻訳・検索システム設計・開発及び運用サービス」（以下「本件システム」という。）の入札は、総合評価落札方式を採用している。

上記落札方式においては、価格及び価格以外の要素を総合的に評価

しているところ、価格以外の要素となる部分が技術点である。

ウ 総合評価落札方式では、「総合評価点＝技術点＋価格点」であること及び「総合評価点」は既に公にされているため、「技術点」が開示された場合、公にされていない「価格点」も公となる。

エ 「価格点」が公となった場合、価格点の算出式（「価格点＝価格点の配分×（1－入札価格÷予定価格）」）、価格点の配分及び入札価格が既に公にされていることから、予定価格の算出が可能となる。

オ 予定価格については、予算決算及び会計令79条において、開札まで非公表である旨規定されており、開札以降については、「公共調達適正化について（平成18年8月25日 財計第2017号）」により、予定価格の公表は、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は国の事務又は事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る旨定められている。

カ 本件システムの入札においては、開札後も予定価格を公にしていないため、予定価格が公になった場合、「入札価格は予定価格の範囲内であることが落札の要件である」ことから、今後、類似の事業において、予定価格を類推されるおそれがある。

そして、予定価格は、競争入札に先立って作成されるものであるから、応札者がこれを探知することで、競争入札において優位に立つこととなり、さらに、各法人間で談合の資料とされるおそれがあるなど、適正な競争入札が害されるおそれが生じる。

キ 以上の理由から、技術点を不開示としたものである。

(5) 諮問庁の上記(4)の説明に不自然、不合理な点はなく、これを踏まえると、文書4の不開示部分である技術点を公にすれば、本件システムの入札において、公表されていない他の情報が明らかになり、その結果、適正な競争入札制度が害されるおそれがあるなど、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及び6号に該当するとして不開示とした決定については、特定法人の代表者の部署、役職及び氏名以外の不開示とされた部分は、同条2号イ及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、特定法人の代表者の部署、役職及び氏名の部分は、同条2号イに該当せず、開示すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙

- 文書 1 平成 25 年 3 月 15 日付け官報号外政府調達第 49 号平成 25 年度「中韓文献翻訳・検索システム設計・開発及び運用サービスのシステム開発」についての契約書
- 文書 2 平成 25 年 3 月 15 日付け官報号外政府調達第 49 号平成 25 年度「中韓文献翻訳・検索システム設計・開発及び運用サービス（初期設定作業費（平成 25 年度））」についての契約書
- 文書 3 平成 25 年 3 月 15 日付け官報号外政府調達第 49 号平成 25 年度「中韓文献翻訳・検索システム設計・開発及び運用サービス（検索サービス等運用実施固定費）」についての契約書
- 文書 4 「中韓文献翻訳・検索システム設計・開発及び運用サービス一式」
応礼者別技術点集計表